

みずのめぐみ

2022.6.1

6

vol.24

ご家庭でできる災害への備えに

戸田の水来

災害時の備えとして、
1日1人3ℓの水を3日分
確保することが目安とされています。

目安
※3日分

1人	▶9ℓ	2人	▶18ℓ
3人	▶27ℓ	4人	▶36ℓ

戸田市上下水道事業では、市内の深井戸から汲み上げた地下水を高温瞬間殺菌し、ペットボトル(500ml)にて販売!
現在販売している品の

賞味期限は2025年(令和7年)9月と
長期保存が可能で、災害備蓄水として使用可能。
新曽南庁舎4階では、ケース(1ケース24本入り:税込2,100円)で販売中!! 1ケースで12ℓ(500ml×24本)と4人家族1日分の量に相当する飲料水を確保することができます。
異常気象が増加する中、もしもの時の備えとしては是非ご検討ください。

ご購入希望の方は、水安全部総務課までお願いします。
電話 **048-229-4606**
E-mail mizu-somu@city.toda.saitama.jp

※電話受付・配送は、平日:午前8時30分～午後5時15分となります。
※当日配送できない場合があります。
※お支払いは窓口または、商品受取時に現金でお願いします。



2ケース以上
ご注文の方に
令和4年7月29日
注文分まで
送料無料

※配送先は戸田市内限定です。
※通常、配送は
行っておりません。

賞味期限
2025年
令和7年9月

スマートフォンアプリで
水道料金を
お支払いできます



安心・安全な
上下水道を維持する
工事を進めています



水道・下水道のお問い合わせは
戸田市水安全部上下水道お客様センター



電話 **048-229-4318**
FAX **048-432-7396**

受付時間: 平日午前8時30分から午後5時15分まで

水道の使用開始・中止の手続き(スマホでの手続き可)

URL <https://www.city.toda.saitama.jp/site/suidou/sui-gyomu-suido-tetuduki.html>



お引越しをする方へ
水道の手続きをお忘れなくお願いします。

第64回 水道週間: 6月1日～7日【スローガン】
大切な水と一緒に暮らす日々

私たちの生活に欠かせないけれど、あってあたりまえ。そんな「水道」について、みなさんにもっと知っていただくよう定められた「水道週間」です。



安全で安心して飲める水をお届けするための工事をしています!

●問い合わせ 水道施設課 TEL 048-229-4638

●県水送水管の更新工事

戸田市の水道水における約2割は市内の井戸から汲み上げた地下水を消毒処理したもので、残りの約8割は大久保浄水場(埼玉県施設)にて、主に荒川から取水し、消毒処理したものです。”県水送水管”とは大久保浄水場から送られてくる水を市内の浄水場に設置する各設備に届けるための専用の水道管のことで

今年度は県水送水管更新工事(古い管から新しい管への入れ替え)を予定しています。



大久保浄水場から送られてくる1日あたりの水量は約36000m³。これは2Lのペットボトル1800万本に相当するんだ。

●水質計器の点検整備

安全で安心して飲める水を確保するため、強固な水質監視体制を構築し、水質基準をクリアした水をみなさんにお届けしています。水道水は塩素による消毒処理を行っており、水道法により定められた塩素濃度の下限値を上回るよう調整していますが、塩素濃度が高すぎると水道水の味に影響を及ぼしてしまうため、適正な管理が必要です。

市内の浄水場には塩素濃度をはじめ、色度・濁度の測定や塩素を注入するための設備があります。今年度は各設備の性能を維持するための点検整備を予定しています。

①埋設前の配水管



●配水管の新設・更新工事

浄水場から、各家庭に水を供給するための基幹管路を配水管といい、公道の下などに埋設されています。戸田市ではこの配水管の総延長が約325kmにわたっています。

令和4年度も配水管の新設や、更新を行い、地震に強い水道施設の整備に取り組んでいきます。

●水道のご利用は工事中でも変わりません

新設・更新工事を実施する際に、原則として水道が使用できなくなったり、道路が通行止めとなることはありません。

工事に際しましては、騒音などでご迷惑おかけしますが、ご協力をお願いいたします。

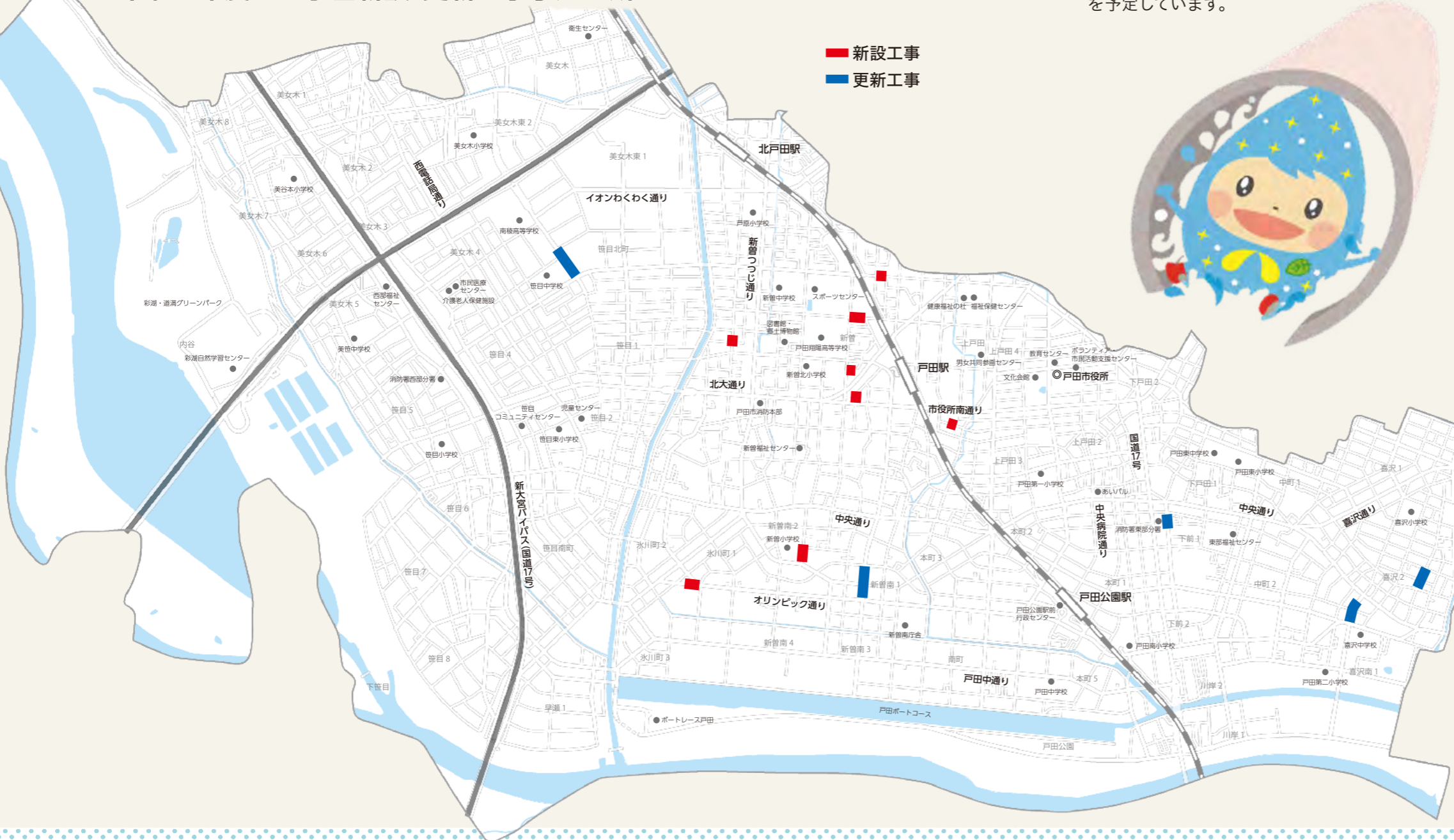
水道メーターの交換

水道メーターは、計量法によって8年(検定満期)ごとの交換が義務付けられており、水道施設課では、検定満期までに水道メーターを交換します。メーター交換の時期に該当するご家庭には、「水道メーター定期交換のお知らせ」のチラシを配布しますので、ご協力をお願いいたします。なお、水道メーターの交換は、市で委託した業者*が無料で行います。

*戸田市指定給水装置工事事業者は戸田市水道施設課ホームページからご覧いただけます。

<https://www.city.toda.saitama.jp/site/suidou/suisisetuka-sitekouji-list.html>

●令和4年度 配水管新設・更新工事予定箇所



こんなところに
下水道!
水守全部のお仕事ファイル

令和4年度下水道工事の場所をお知らせします

●問い合わせ 下水道施設課 TEL 048-229-4673



- 汚水整備
- 雨水整備
- 雨水貯留管整備



汚水整備

家庭や事業場から排水される汚水を速やかに排水するための管きよ*を整備しています。新曽土地区画整理事業地内を中心に汚水管を整備します。
*管きよ…管による水路の総称です。

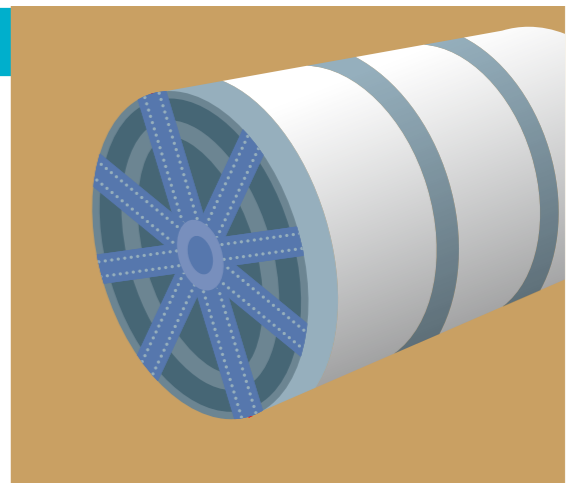


雨水整備

計画降雨* (5年に1回程度の降雨規模) に対し、速やかな雨水排水を行うための管きよを整備しています。氷川町と新曽南において工事を予定しています。
ボックスカルバートという箱型の管きよを地中に埋設します。
*計画降雨…洪水を防ぐために河川や下水道を整備する際に使う基準です。

雨水貯留管整備

大雨の際に雨水を一時的に貯める雨水貯留管(内径6m、長さ約920m)を整備しています。
日本下水道事業団と協定を締結し、設計及び工事を委託しています。
令和4年度は、シールド機製作と発進立坑*築造を行います。
*発進立坑…シールド機で地下を掘っていくための大きな穴です。



工事着手前に沿線住民の方に工事のお知らせを配布します

交通規制等により皆様にご迷惑をおかけしますが、工事のご理解とご協力をお願いします。
*なお、左図の工事箇所はあくまで現時点での予定であり、工事箇所は変更する可能性があります。
*その他、改修工事等を予定しています。

とだの水道・下水道のしくみがわかる内容になっています。



こども用広報紙「とだの水道・下水道」を作成しました

電子(PDF)版のみとなっております。水安全部総務課HPで公開しておりますので、お客様の学習等にご利用ください。

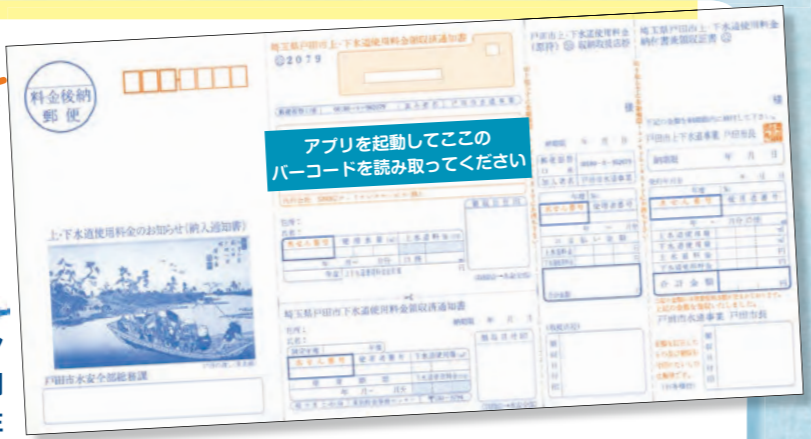
<https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/411/>



水道料金・下水道使用料をスマートフォンアプリでお支払いできます!

納入通知書に印刷されたバーコードを読み取ることで、コンビニエンスストアや金融機関窓口に行かなくても、24時間お支払いが可能です。詳しいご利用方法や利用に関する注意事項はHPをご覧ください。

「スマートフォンアプリで支払い」URL
<https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/411/mizu-somu-smppay.html>
※口座振替も引き続きご利用可能です。検針月の次月15日に引き落としを行います。検針月は通常2ヶ月に1回です。



取り扱いアプリ一覧



戸田市では設置費用の半分(上限5万円)を補助しています。この機会に設置をご検討してはいかがでしょうか。



雨水貯留施設等(雨水タンク)の設置費補助金をご活用ください

「きれいな雨水を使わないのはもったいない」と思いませんか? 雨水タンクをご自宅に設置して、きれいな雨水をもっと利用しましょう。

- 補助対象** 市販されている雨水タンクの設置工事や不要となった浄化槽を転用するために行う改造工事で1世帯(1事業所)1基まで。
- 対象者** 市内に土地又は住宅、事業所等の建築物を所有する者又は占有者、水道料金等に滞納のない方。
- ご注意** 年度ごとに補助金の予算枠があるため、必ず申請前に総務課にご相談ください(設置後の申請は補助の対象外です)。その他、条件の詳細は総務課までお問い合わせください。

- 自宅の植木への散水、暑い時期には打ち水などに有効利用できます**
- 災害時には雑用水として使えます。いざというときに役立ちます!**
- 雨水の流出を抑制する効果があり、浸水被害の軽減に寄与します。**

●問い合わせ 総務課 048-229-4606

令和4年度予算

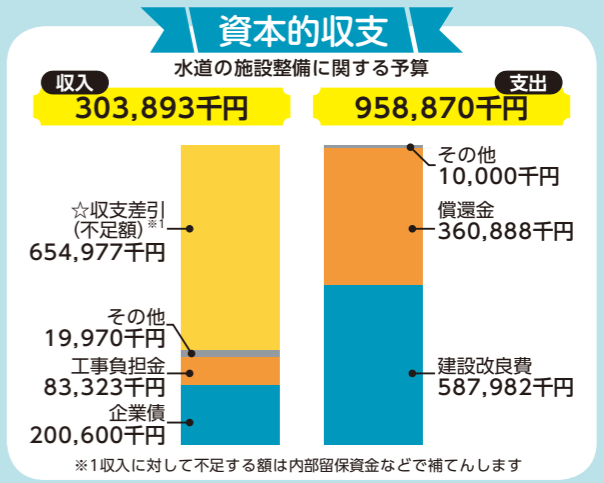
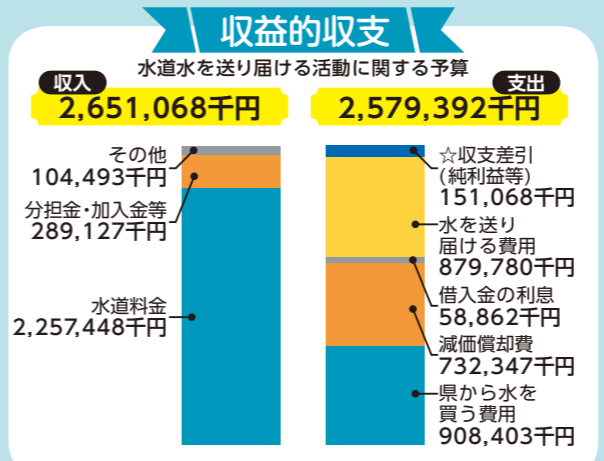
上下水道事業は水道料金及び下水道使用料をもとに「独立採算制」を原則に事業運営を行っております。ここでは、上下水道事業の令和4年度予算を紹介します。



水道事業

収益的収支は、維持管理等の収支です。収入は水道料金が約85%、水道メーターの設置等にかかる負担金が約10%を占めています。支出は、県から水を買う費用と各家庭に水を送り届ける費用が各35%、減価償却費が約30%を占めています。

資本的収支は施設整備等の収支です。収入は企業債(借入金)が約60%を占めています。支出は配水管や浄水場の工事が約60%、企業債の償還が約40%を占めています。資本的収支の不足分については、積立金等で補っています。



下水道事業

収益的収支は、維持管理等の収支です。収入は下水道使用料が約50%を占めており、市が負担する雨水処理費の負担金が約30%を占めています。支出は、減価償却費が約40%、施設を維持するための費用と県に下水を処理してもらう費用がそれぞれ約25%を占めています。

資本的収支は施設整備等の収支で、収入は企業債が約60%、国からの補助金が約35%を占めています。支出は管渠等の工事費が約80%、企業債の償還金が約20%を占めています。資本的収支の不足分については、積立金等で補っています。

